

# 転出届（郵送用）

安 城 市 長

申請日 令和 年 月 日

1. 申請者

氏名 \_\_\_\_\_ ※自署してください。

連絡先 \_\_\_\_\_ ※日中に必ず連絡が取れる連絡先

2. 新しい住所に住み始める日（引越し予定日）又は住み始めた日（引越し日）

令和 年 月 日（原則、申請日の前後14日以内）

3. 新しい住所・世帯主

新住所 \_\_\_\_\_ 新世帯主 \_\_\_\_\_

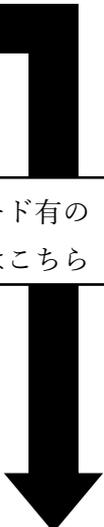
4. 今までの住所・世帯主

旧住所 安城市 \_\_\_\_\_ 旧世帯主 \_\_\_\_\_

5. 住所変更をする方の氏名、生年月日、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの有無

氏 名	生年月日	マイナンバーカード または住基カード
	昭・平・令・( ) 年 月 日	有 ・ 無
	昭・平・令・( ) 年 月 日	有 ・ 無
	昭・平・令・( ) 年 月 日	有 ・ 無
	昭・平・令・( ) 年 月 日	有 ・ 無
	昭・平・令・( ) 年 月 日	有 ・ 無

カード有の  
方はこちら



★住所変更する方の中にマイナンバー（住基）カードをお持ちの方がいる場合、下記の項目に全て当てはまる方は、カードでの転出手続きができます。この場合、紙の転出証明書は送付しませんので返信用封筒は不要です。処理が終わりしだい、ご記入いただいた連絡先にご連絡します。連絡後にカードを持参して転入先で転入手続きを行ってください。

日本国内での異動である。

有効期限内のカードである。

引越日から14日以内に本人がカードを持参して新市区町村で転入手続きができる。  
※引越日から14日過ぎるとカードが失効する可能性があります。転出届が安城市に到着した時点で引越日から14日経過している場合は手続きできません。

夜間や休日開庁時に転入手続きに行かない。（休日に転入手続きをしたい場合は、転入先の市区町村にお問い合わせください。）

**カードでの手続きを**  希望します  希望しません  
※チェックがない場合は「希望しません」とみなします。

（2ページ目も必ずご確認ください）

受付	入力	照合	国保	カード	電話連絡	通知
				有/無		

## ● 申請方法

1. 安城市役所市民課届出係に以下のものを郵送してください。

[郵送先住所] 〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

① 返信用封筒 ※海外へ引越しする場合とカードで手続きする場合は不要です

返送先の郵便番号、住所、氏名を記入し、切手を貼ってください。なお、返送先については、引越し前の場合は安城市の住所、すでに引越しされている場合は引越し先の住所を記入してください。

(申請書に記載の住所以外には、原則返送できません。)

② 申請者の本人確認書類のコピー ※マイナンバーカード自体等、原本は送付しないでください。

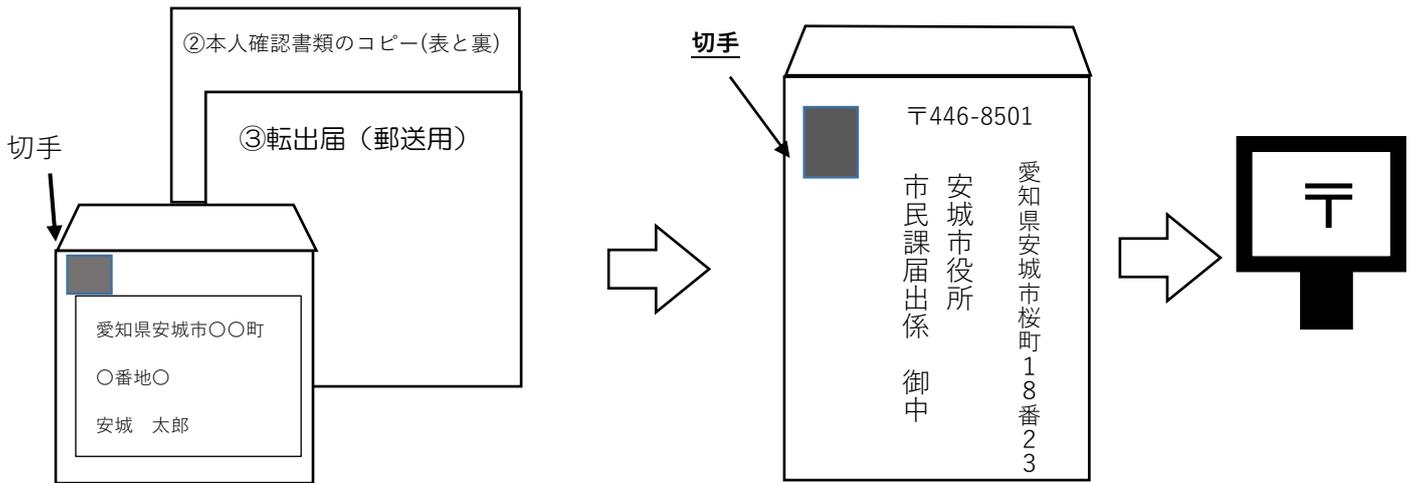
・1点で確認できるもの

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(顔写真付き)等のコピー

・2点で確認できるもの

健康保険証、年金手帳、各種医療証等のコピー

③ 申請書



① 返送先の住所と氏名を書いた返信用封筒

2. 返信用封筒で安城市役所から「転出証明書」を返送します。

※カードで手続きする場合及び海外へ引越しする場合は、転出証明書の返送はありません。

3. 実際に住み始めた日から14日以内に引越し先の役場に転出証明書を持参のうえ、転入手続きを行ってください。

## ● 注意事項

・申請者は原則、引越しされる方本人です。代理人による郵送での手続きはできません。

・この届出を取り消す場合は、本人の来庁が必要になります。郵送・代理人による手続きはできませんのでご注意ください。

・その他、各種医療証、国民健康保険証、介護保険など手続きが必要な場合があります。詳細は市ホームページ「くらしの手続きガイド」でご確認ください。



### 【問い合わせ先】

愛知県安城市桜町18番23号 安城市役所市民課届出係

電話番号 0566-71-2268 (直通)

Eメール [shiminka@city.anjo.lg.jp](mailto:shiminka@city.anjo.lg.jp)

「くらしの手続きガイド」はこちら